

平成28年(モ)第1056号担保取消決定申立事件

(基本事件 平成26年(ヨ)第33号 発信者情報開示等仮処分申立事件)

申立人(担保提供者) 有限会社銀徳, 吉村 公俊

被申立人(担保権利者) 吉田 益夫

## 催 告 書

被申立人(担保権利者) 吉田 益夫 様

頭書記載基本事件の執行により損害を受けた場合は、この催告書送達の日から14日以内に、担保権利者として、訴え提起等の裁判手続により権利の行使をすることを催告します。

権利の行使をしたときは、上記期間の満了の日から5日以内に、その手続をとったことの証明書(訴状等の写しを添付したもの)を添えて、その旨を当裁判所に申し出てください。

この期間内に権利の行使をした旨の申し出がない場合は、権利の行使をしなかったものとして、民事訴訟法79条3項の規定により、基本事件の担保の取消しに同意があったものとみなして処理します。

平成28年12月13日

和歌山地方裁判所

裁判官 摸利 純史

平成28年(モ)第1056号 担保取消決定

申立人  
有限会社銀徳

被申立人  
吉田 益夫

主文

下記の担保を取り消す。

(但し、数字に○印を付したもの)

取 消 す	当裁判所 平成26年(ヨ)第33号			
	1 仮差押 ②仮処分 3 強制執行停止			
担 保	① 平成26年6月23日 和歌山地方法務局に供託した			
	年度	金・証	供託番号	金額(証=総額面)
	平成26年度	金	第229号	金25万円
取 消 事 由	2 支払保証委託契約			
	契約日	平成 年 月 日		
	契約銀行			
	契約金額	金 万円を限度		
取 消 事 由	1 担保権利者の同意			
	② 担保権利者が同意したものとみなす			
	3 担保の事由が消滅した			
	ア 申立人勝訴判決確定	イ 和解成立		
	ウ 請求認諾	エ		

平成29年1月12日

和歌山地方裁判所

裁判官 摸利 純史

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 山下 格



平成28年(モ)第1056号 担保取消決定

申立人

、 吉村 公俊

被申立人

吉田 益夫

主文

下記の担保を取り消す。

(但し、数字に○印を付したもの)

取 消 す	当裁判所 平成26年(ヨ)第33号			
	1 仮差押 ②仮処分 3 強制執行停止			
担 保	① 平成26年6月23日 和歌山地方法務局に供託した			
	年度	金・証	供託番号	金額(証=総額面)
	平成26年度	金	第228号	金25万円
取 消 事 由	2 支払保証委託契約			
	契約日	平成 年 月 日		
	契約銀行			
	契約金額	金	万円を限度	
取 消 事 由	1 担保権利者の同意			
	② 担保権利者が同意したものとみなす			
	3 担保の事由が消滅した			
	ア	申立人勝訴判決確定	イ	和解成立
	ウ	請求認諾	エ	

平成29年1月12日

和歌山地方裁判所

裁判官 摸利 純史

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 山下 格

